第６４号議案

豊川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

豊川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年８月２５日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

豊川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

豊川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成５年豊川市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（登録資格） 第２条　認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 （１）　地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の３第１項第６号に規定する職務代行者 （２）～（４）　（略） （登録） 第５条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請をした者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令第18条の３第１項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により認	（登録資格） 第２条　認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 （１）　地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第19条第１項第１号へ　に規定する職務代行者 （２）～（４）　（略） （登録） 第５条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請をした者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令第21条第２項　の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により認

可地縁団体印鑑の登録をするものとする。 （代理人による申請） 第12条　省令第18条の３第１項第７号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 ２　（略）	可地縁団体印鑑の登録をするものとする。 （代理人による申請） 第12条　省令第19条第１項第１号ト　に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 ２　（略）

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。